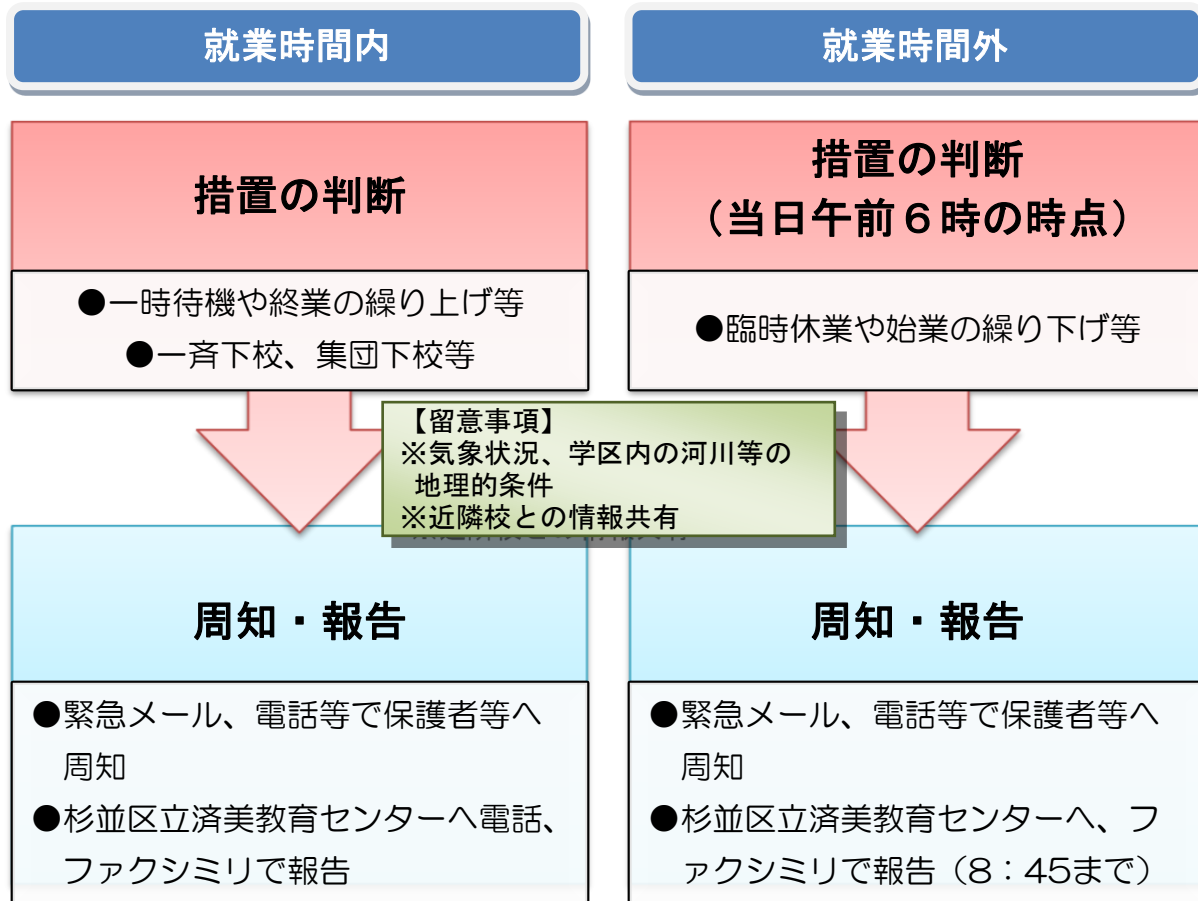


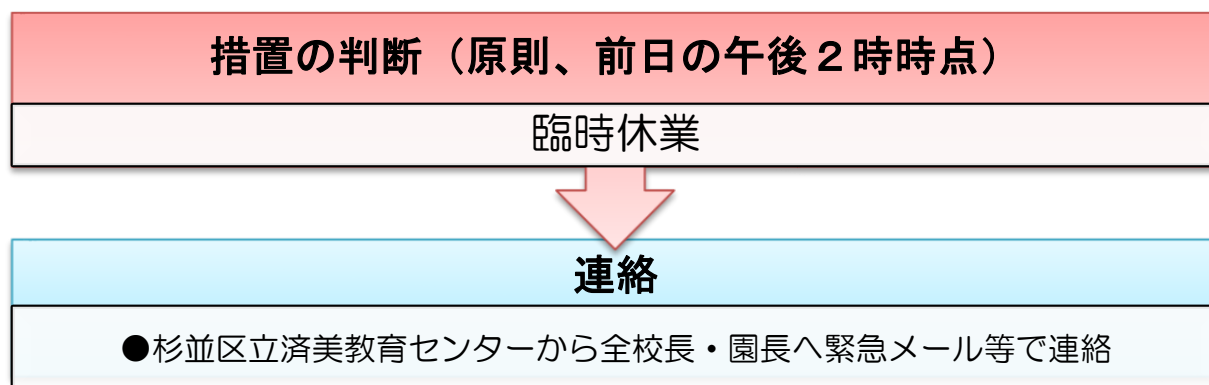
警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）の発令 局地的な豪雨等の発生

～ 学校・園の判断に基づく措置 ～



～教育委員会に基づく判断～

幼児・児童・生徒の登下校、登降園時に大きな被害が及ぶことが予想される場合



※ 前日の予想より著しく天候が悪化した場合は、当日午前6時の時点で校長会長、園長会長宛に杉並区立済美教育センターから対応措置について緊急メール等で連絡する。

特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）の発令 （発令が予想される場合を含む）

就業時間内

措置の判断

- 原則、学校待機
- 校外学習中は、一時待機、
帰校・帰園等を以下により判断
 - ・現地の情報収集
 - ・杉並区立済美教育センターとの連携

就業時間外

措置の判断

（原則、前日の午後2時まで）

※前日の予想より著しく天候が悪化した
場合は、当日午前6時の時点

臨時休業

対応措置については、杉並区立済美教育センターから 全校長・園長へ緊急メール等で連絡

学校・園による 保護者等への周知

- 緊急メール、電話等で保護者等へ
対応措置を周知する。

学校・園による 保護者等への周知

- 緊急メール、電話等で保護者等へ
対応措置を周知する。

解除後の対応 原則、引き渡し

対応措置については、杉並区立済美教育センターから 全校長・園長へ緊急メール等で連絡

- 緊急メール、電話等で保護者等へ
対応措置を周知する。
- 幼児・児童・生徒の残留状況等については、対応開始時、1時間後、
対応終了時に杉並区立済美教育センターに電話又はスターオフィス
メールにより報告する。

解除後の対応

- 緊急メール、電話等で保護者等へ
対応措置を周知する。